

議案第 86 号

勝山市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

成器西小学校体育館の空調設備について施設使用料の改正を行うほか、福井県立大学恐竜学部生が施設を使用する際の使用料について市民と同等の扱いとしたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市立学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料) 第8条 (略)</p> <p>2 公用又は直接公益を目的とするものであって、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額又は免除することができる。ただし、<u>収益を得ることを目的とする場合は規定料金の3倍とする</u>。</p> <p>(新設)</p> <p>附 則 (新設)</p>	<p>(使用料) 第8条 (略)</p> <p>2 公用又は直接公益を目的とするものであって、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額又は免除することができる。ただし、<u>空調設備の使用料については、市が直接使用する場合を除き、減額及び免除しない。</u></p> <p><u>3 収益を得ることを目的とするものである場合の第1項の使用料は、規定料金の3倍とする。ただし、空調設備の使用料については、この限りでない。</u></p> <p>附 則 <u>(福井県立大学恐竜学部の学生の施設の使用料の特例)</u></p> <p><u>3 福井県立大学恐竜学部に所属する学生がこの条例に定める施設を使用する場合の使用料については、当該学生証の提示により市</u></p>

別表(第8条関係)

その1 基本使用料

学校名	区分	使用料(1時間当たり) 円	
		片面	全面
(略)			
成器西小学校	体育館	310	620
勝山北部中学校		210	420
(略)			

民とみなし、当該区分の使用料とすることができる。

別表(第8条関係)

その1 基本使用料

学校名	区分	使用料(1時間当たり) 円	
		片面	全面
(略)			
成器西小学校	体育館	310	620
	空調設備		800
勝山北部中学校	体育館	210	420
(略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の勝山市立学校の設置及び管理に関する条例附則第3項の規定は、施行日以降の各施設の使用に係る使用料について適用する。